

君津市自転車駐車場指定管理者募集要項

君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成１７年君津市条例第１２号）第２条本文の規定により、下記のとおり君津市自転車駐車場の指定管理者を募集する。

記

１ 施設の概要

（１）施設の名称

君津駅北口自転車駐車場

君津駅南口自転車駐車場

（２）施設の所在地

君津市東坂田一丁目１番４ （君津駅北口自転車駐車場）

君津市東坂田一丁目３８９番２（君津駅南口自転車駐車場）

（３）施設の設置年月日

平成６年１２月１日（君津駅北口自転車駐車場）

昭和６２年３月１日（君津駅南口自転車駐車場）

（４）施設の設置目的

自転車等の利用者の利便を図るとともに駅周辺の環境整備に資するため、自転車駐車場を設置する。

（５）施設の概要

君津市自転車駐車場指定管理業務仕様書のとおり

（６）供用時間

午前零時から午後１２時まで

（７）供用の休止等

補修その他の事由により必要があると認める場合は、君津市自転車駐車場の全部又は一部の供用を休止する場合がある。

今後、市が劣化・損傷・老朽化した箇所の修繕・補修・撤去工事等を実施する際

は、指定管理者は、円滑な施工の確保に向けた利用制限や利用料金の変更などに協力するものとする。

なお、供用の休止等に係る利用者減による収入減は、原則市では補填しないものとする。

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 君津市自転車駐車場の管理運営を行うに当たっては、次の関係法令を遵守し、その設置目的に適合した管理運営を行うこと。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

ウ 君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年君津市条例第12号。以下「手続条例」という。）

エ 君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年君津市規則第30号）

オ 君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成6年君津市条例第23号。以下「条例」という。）

カ 君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成6年君津市規則第38号）

キ その他の関係法令等

＊ インボイス制度についても留意すること。

- (2) 個人情報の取扱い

手続条例第12条の規定により、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずること。

- (3) 情報の公開

手続条例第13条の規定により、情報の公開に関し必要な措置を講ずること。

- (4) 第三者への委託

業務の全部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、個別の業務で君津市が認めるものについては、この限りでない。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

なお、業務の詳細については、君津市自転車駐車場指定管理業務仕様書（添付資料 1）によるものとする。

- (1) 自動料金精算システムの設置及び管理運営に関すること。
- (2) 施設の利用の許可及びその取消し並びに利用の不許可等に関すること。
- (3) 利用料金の収受、減免及び還付に関すること。
- (4) 施設全般の管理運営に関すること。
- (5) 施設の建物及び設備の維持管理に関すること。
- (6) 業務遂行の記録等に関すること。
- (7) アンケートの実施に関すること。
- (8) 事業計画書及び収支計画書を作成し、提出すること。
- (9) 事業報告書を作成し、提出すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営を行う上で必要な業務

4 指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

5 施設の管理運営に係る経費

施設の管理運営に関する全ての経費は、利用者からの利用料金及びその他の収入をもって充てるものとし、本市は指定管理料を支払わないものとする。

上記の経費には、人件費（賃金含む）、事務費（旅費、消耗品費、燃料費等）、管理費（施設管理費、清掃費、設備機器管理費、修繕費（軽微なもの）、光熱水費等及び防犯カメラ設置管理費）を含むものとする。

施設の管理運営に際して収入額が支出額を下回ったとしても、本市はその損失を補填しないものとする。

指定管理者としての業務に発生する指定管理料及びその他収入は、法人等が他の事業等で利用する口座とは別管理とすること。

6 利用料金の帰属

施設の利用料金は、指定管理者の収入とする。

7 指定管理者による提案

指定管理者は、市民サービスの向上や施設の管理運営に係る経費の削減等に資するため、管理運営に関する事項や自主事業などについて、君津市に対し、提案することができる。また、自主事業により得られた収益は、指定管理者の収入とすることができる。

8 市への納付金

指定管理者は、事業年度毎に本施設の運営によって得た収入の一部を、市への納付金として納めること。納付金の金額は、【年間の売上金額】に、定率を乗じた額とする。その率は、応募者が提案するものとする。ただし、最低率を3%とする。

9 応募

(1) 申請者の資格

指定管理者に係る指定の申請を行うことができるものは、次に掲げる法人その他の団体（以下「団体等」という。）又は複数の団体等が共同する団体（以下「共同事業体」という。）とし、個人による申請はできない。

なお、団体等にあつては、必ずしも法人格を有することを要しない。

ア 条例第5条に規定する団体等であつて、施設を円滑かつ安全に管理運営し、施設の設置の目的を効果的、効率的に達成できるものであること。

イ 団体等及びその代表者が君津市の市税を滞納していないこと。

ウ 団体等の代表者が市議会議員、市長、副市長でないこと、及び、委員会の委員又は委員（指定管理施設の管理及び運営に直接の利害を有さない者を除く。）でないこと。

エ 君津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の処分を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は破産法（平成16年法律第75

号)に基づく破産手続を行っていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。また、役員に同条第６号に規定する暴力団員がいないこと。

(2) 共同事業体による申請

共同事業体により申請する場合は、次に掲げる事項に留意すること。

ア 代表となる団体等を選定すること。

イ 共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となることができない。また、単独で申請を行うこと。

1 0 募集及び選定のスケジュール

(1) 募集要項等の配布

令和７年９月１日（月）から令和７年９月３０日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 募集説明会

実施しない。

(3) 募集内容等に関する質問の受付

令和７年９月８日（月）から令和７年９月１２日（金）まで

(4) 質問に対する回答期限

令和７年９月１９日（金）

(5) 申請書類の受付

令和７年９月１日（月）から令和７年９月３０日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(6) 選定結果の通知

令和７年１１月中旬

1 1 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和７年９月１日（月）から令和７年９月３０日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 配布時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(3) 配布場所

＊ 市ホームページからのダウンロードによる配布。

＊ 事前連絡により窓口での配布も可能。

君津市建設部建設計画課

電話番号 0 4 3 9 - 5 6 - 1 2 6 1

1 2 募集内容等に関する質問の受付及び回答

次のとおり募集内容等に関する質問を受け付ける。あらかじめ電話連絡のうえ、君津市自転車駐車場指定管理者申請に係る質問書（添付資料 2）を電子メール又は持参により提出すること。なお、電話による受付は行わない。

(1) 受付期間

令和 7 年 9 月 8 日（月）から令和 7 年 9 月 1 2 日（金）まで。ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(3) 受付場所

君津市建設部建設計画課

電話番号 0 4 3 9 - 5 6 - 1 2 6 1

E-mail kensetu@city.kimitsu.lg.jp

(4) 質問に対する回答

令和 7 年 9 月 1 9 日（金）午後 5 時 1 5 分までに、質問された団体等又は共同事業体に電子メールにて回答する。

1 3 申請時に提出する書類

君津市自転車駐車場の設置目的を効果的に達成するとともに、市民サービスの向上や管理運営経費の削減等に資するため、次の書類により、事業計画、収支計画等について提案すること。

(1) 指定管理者指定申請書（添付資料 3）

(2) 事業計画書（添付資料４）

(3) 収支計画書（添付資料５）

(4) 団体等の経営状況を説明する書類（前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれらに類する収支予算書、収支計算書等）

＊ 共同事業体により申請する場合は、共同事業体を構成する全ての団体等について提出

(5) 申請の資格を証する書類（法人格を有しない団体等にあつては、これらに類する書類）

ア 団体等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

イ 団体等の登記事項証明書

ウ 団体等の印鑑証明書

エ 団体等の営業許可、認可等の証明書

オ 団体等の組織及び概要を記載した書類

カ 団体等及びその代表者に市税の滞納がないことを証する書類（添付資料６）

キ 君津市自転車駐車場指定管理者の申請に関する確約書（添付資料７）

ク 役員名簿（添付資料８）

＊ 共同事業体により申請する場合は、共同事業体を構成する全ての団体等について提出

(6) 共同事業体の結成に関する申請書（添付資料９）

＊ 共同事業体により申請する場合のみ提出

(7) 共同事業体構成団体業務分担表（添付資料１０）

＊ 共同事業体により申請する場合のみ提出

1.4 申請書類の受付

(1) 受付期間

令和７年９月１日（月）から令和７年９月３０日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで

(3) 受付場所

〒 2 9 9 - 1 1 9 2

君津市久保 2 丁目 1 3 番 1 号

君津市建設部建設計画課

電話番号 0 4 3 9 - 5 6 - 1 2 6 1

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は受付期間の最終日に必着のこと。）

1 5 申請に当たっての留意事項

(1) 申請書類の取扱い

提出された申請書類は、返却しない。

(2) 申請書類の内容の変更等の禁止

受付期間を経過した後においては、申請書類の追加及び内容の変更をすることはできない。

(3) 申請後の辞退

申請後に辞退する場合は、上記 1 4 (3) の受付場所に辞退届（添付資料 1 1）を提出すること。

(4) 費用の負担

申請に当たり必要な費用は、申請を行う団体等又は共同事業体の負担とする。

(5) 情報の公開

提出された申請書類は、君津市情報公開条例（平成 1 6 年君津市条例第 1 号）に基づく開示請求の対象になる。

また、選定の過程及び結果並びに提案された内容については、君津市において必要があると認められるときは公表する場合がある。

(6) 上記 9 応募(1)カに該当するかどうかについて、君津市暴力団排除条例（平成 2 4 年君津市条例第 3 号）第 9 条第 2 項の規定により、添付資料 8 を活用し、千葉県警察本部長に照会する場合がある。

1 6 申請の無効

(1) 申請することができる団体等又は共同事業体の資格を有しないものの申請

(2) 申請書類に虚偽の記載がある場合

- (3) 指定期間内において君津市へ納付する金額が上記 8 に記載する条件を下回る提案をした申請

1 7 選定の基準等

(1) 選定の方法

施設を所管する部内に設置した選考委員会で書類審査及び面接審査を行い、庁内で組織する選定委員会で選定する。

(2) 面接審査

書類審査の結果、必要に応じて面接審査を行う。

(3) 選定の基準

選考委員会及び選定委員会においては、指定管理者選定基準表（添付資料 1 2）により審査する。

なお、申請があった団体について、採点における委員全員の合計点が選定基準表の配点の合計点の 6 割に満たない場合は、指定管理者の候補となる団体等及び共同事業体として選定しない。

1 8 選定結果の通知等

(1) 選定結果の通知

選定委員会による選定結果に基づき、申請した全ての団体等及び共同事業体に選定結果を通知する。

(2) 仮協定の締結

指定管理者の候補者となる団体等又は共同事業体は、選定された旨の通知を受けた後に、君津市と君津市自転車駐車場の管理運営に関する仮協定を締結すること。

ただし、この仮協定の締結は、君津市自転車駐車場の指定管理者の指定を保証するものではない。

1 9 指定管理者の指定等

(1) 君津市議会の議決

令和 7 年第 4 回君津市議会定例会に君津市自転車駐車場の指定管理者の指定に関する議案を提出する。

(2) 指定管理者の指定

君津市議会の議決後に、指定管理者の候補となる団体等又は共同事業体を指定管理者として指定するとともに、当該団体等又は共同事業体にその旨を通知する。

なお、君津市議会の議決を得られない場合など、指定管理者として指定できない場合がある。

(3) 協定の締結

指定管理者として指定された団体等又は共同事業体は、君津市自転車駐車場の管理に関する協定を締結する。

協定の内容は、概ね次のとおりである。

- ア 指定施設の管理に係る事業計画に関すること。
- イ 指定施設の管理の業務に関すること。
- ウ 指定施設の管理の業務に係る事業報告書に関すること。
- エ 指定施設の管理の費用に関すること。
- オ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関すること。
- カ 指定施設の管理に関し保有する個人情報の保護に関すること。
- キ 指定施設の管理に関し保有する情報の公開に関すること。
- ク その他市が必要と認める事項

2 0 指定の取消し及び業務の全部又は一部の停止

指定管理者となった者が君津市の指示に従わないときその他指定管理者となった者の責めに帰すべき事由により管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期限を定めて業務の全部若しくは一部を停止する。

2 1 公租公課の取扱い

指定管理者については、法人市民税や事業所税などの納税義務者となる可能性がある。市税については市役所課税課に、県税については県税事務所に、国税については税務署にお問い合わせること。

2 2 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して

令和5年10月から導入された、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、指定管理者も適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録が必要とな

る。また、適格請求書（インボイス）の発行に伴い、発行したインボイスの保存等の新たな事務も発生する。消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度」を参照すること。

2 3 問い合わせ先

君津市建設部建設計画課

〒299-1192

千葉県君津市久保2丁目13番1号

電話番号 0439-56-1261

E-mail kensetu@city.kimitsu.lg.jp

募集要項添付資料一覧

添付資料 1	君津市自転車駐車場指定管理業務仕様書
添付資料 2	君津市自転車駐車場指定管理者申請に係る質問書
添付資料 3	指定管理者指定申請書
添付資料 4	事業計画書
添付資料 5	収支計画書
添付資料 6	証明願
添付資料 7	君津市自転車駐車場指定管理者の申請に関する確約書
添付資料 8	役員名簿
添付資料 9	共同事業体の結成に関する申請書
添付資料 1 0	共同事業体構成団体業務分担表
添付資料 1 1	辞退届
添付資料 1 2	指定管理者選定基準表